

令和3年度学校における医療的ケア に関する実態調査結果(概要)

令和4年7月
文部科学省初等中等教育局
特別支援教育課

○学校における医療的ケアに関する実態

1. 調査概要
2. 特別支援学校における医療的ケアの現状
3. 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアの現状
4. 学校で実施されている医療的ケアの項目
5. 保護者等の付添いの状況
6. 医療的ケア児の通学方法

(参考1)国立・公立(都道府県別)・私立(株立学校含む)別の集計結果

(参考2)医療的ケアに関する推移

○学校における医療的ケアに関するガイドライン等の状況

1. 調査概要
 2. 教育委員会におけるガイドライン等の策定状況等
- (参考)ガイドライン等に記載されている内容について

【参考】学校における医療的ケアの実施体制に関する文部科学省の取組について

○ 学校における医療的ケアに関する実態

1. 調査概要

(1)調査目的

学校における医療的ケアに関する実態について把握し、関連施策の推進を図る。

(2)調査項目

1. 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の数
2. 学校において医療的ケアを実施する看護師等の数
3. 学校において付添いをしている保護者等の状況
4. 学校において医療的ケアが必要な幼児児童生徒の通学(園)方法

(3)調査対象

国公私立の幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

(回答学校数)

- ・幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。):9,034園
- ・小学校:19,196校
- ・中学校:9,962校
- ・義務教育学校:151校
- ・高等学校:4,904校
- ・中等教育学校:54校
- ・特別支援学校:1,156校

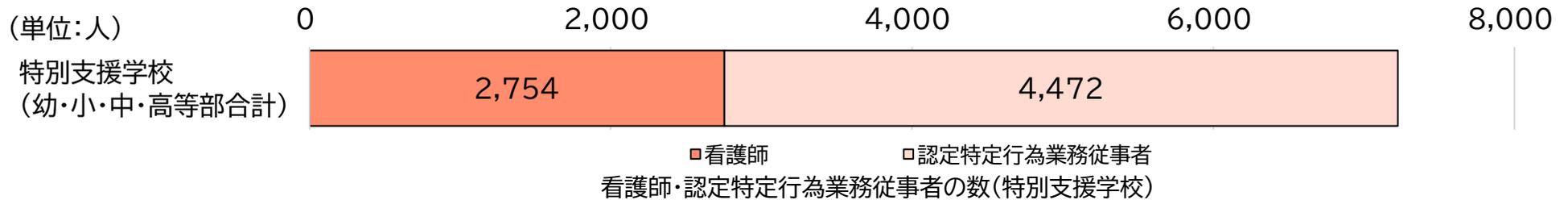
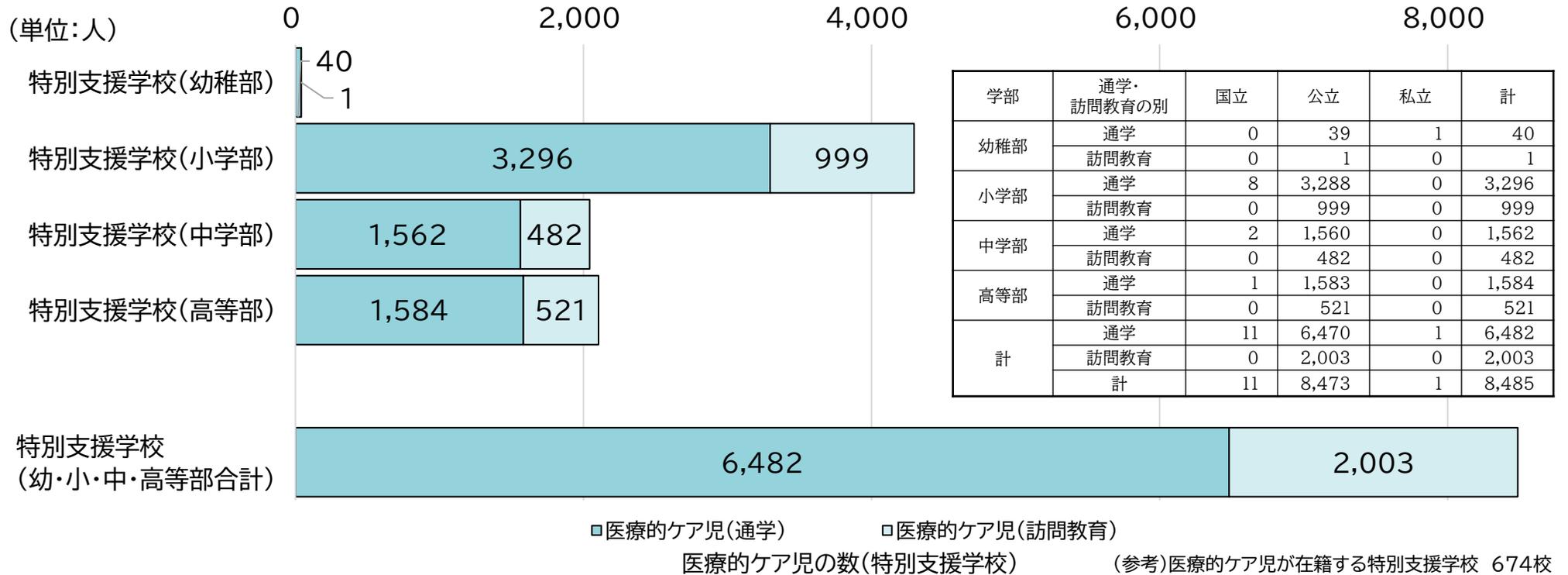
※ 休校(休園)等により令和3年5月1日時点で在学者がいない学校及び回答が得られなかった東京都の一部の私立学校は回答学校数から除いている。

(4)調査時点

- (2)1. 2. 令和3年5月1日現在
- (2)3. 4. 令和3年度始業から夏休み前までの状況

2. 特別支援学校における医療的ケアの現状

- 特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数 **8,485**人 (R1 8,392人)
- 特別支援学校における看護師・認定特定行為業務従事者の数 **7,257**人 (R1 7,075人)



※ 令和元年度の数値は、令和元年11月1日時点の数値。

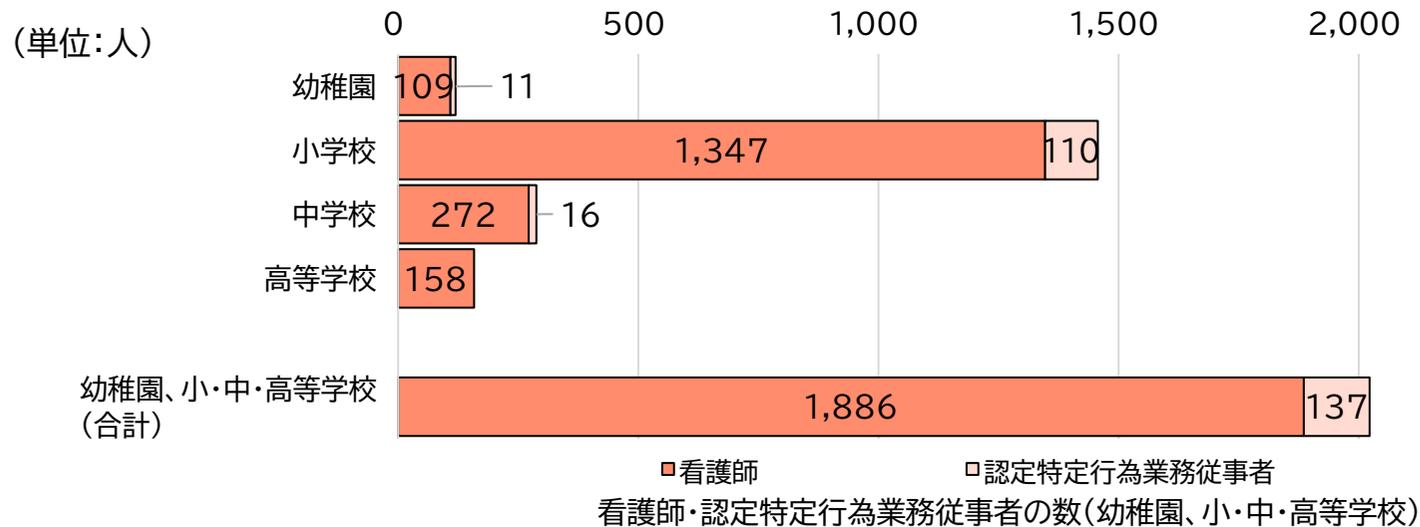
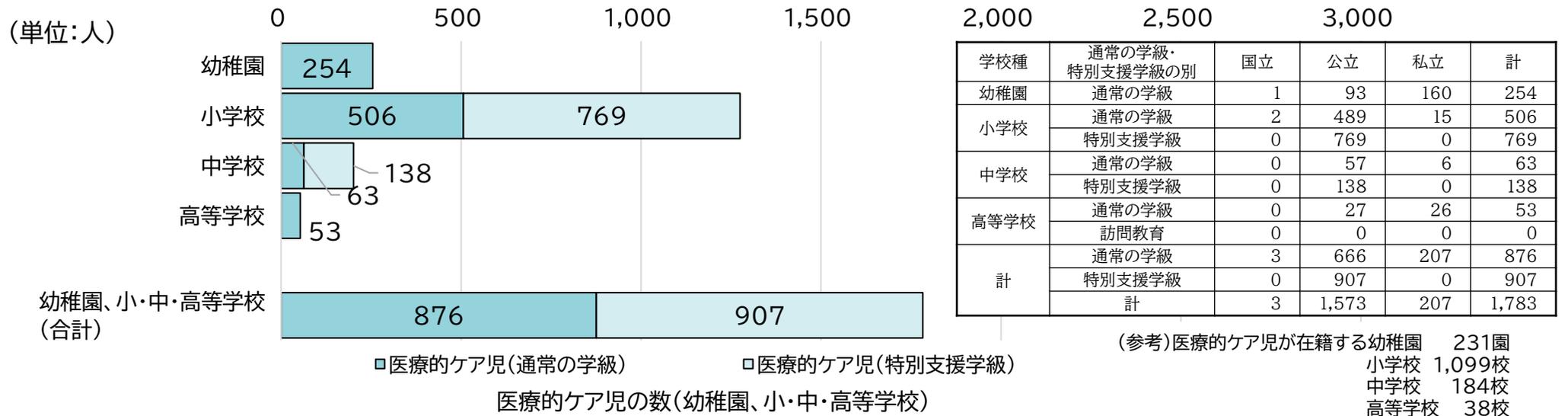
※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。

※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。

※ 看護師・認定特定行為業務従事者の数は、医療的ケアを実施している各学校において計上している。

3. 幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアの現状

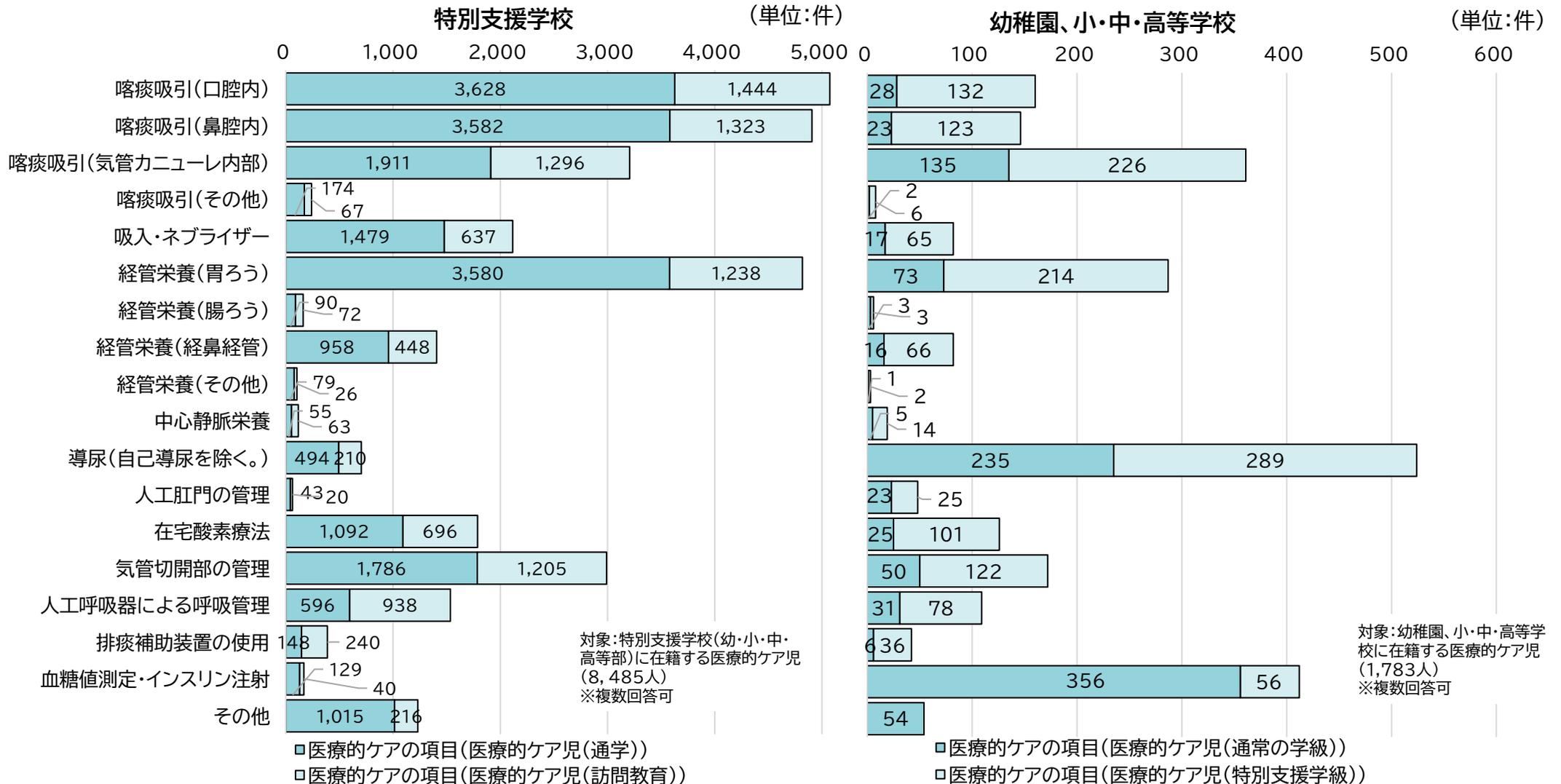
- 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数 **1,783人** (R1 1,453人)
- 幼稚園、小・中・高等学校において看護師・認定特定行為業務従事者の数 **2,023人** (R1 1,283人)



※ 小学校には義務教育学校(前期課程)、中学校には義務教育学校(後期課程)及び中等教育学校(前期課程)、高等学校には中等教育学校(後期課程)を含む。
 ※ 本調査における「医療的ケア」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に必要とされる医行為を指し、「医療的ケア児」とは、①看護師・認定特定行為業務従事者・保護者等が医療的ケアを行っている医療的ケア児②医療的ケアは医療的ケア児本人が行っているが看護師が見守りや助言等を行っている医療的ケア児を対象とし、看護師の見守りや助言等なく自ら医療的ケアを実施している医療的ケア児は除く。
 ※ 本調査における「看護師」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。
 ※ 看護師・認定特定行為業務従事者の数は、医療的ケアを実施している各学校において計上している。

4. 学校で実施されている医療的ケアの項目

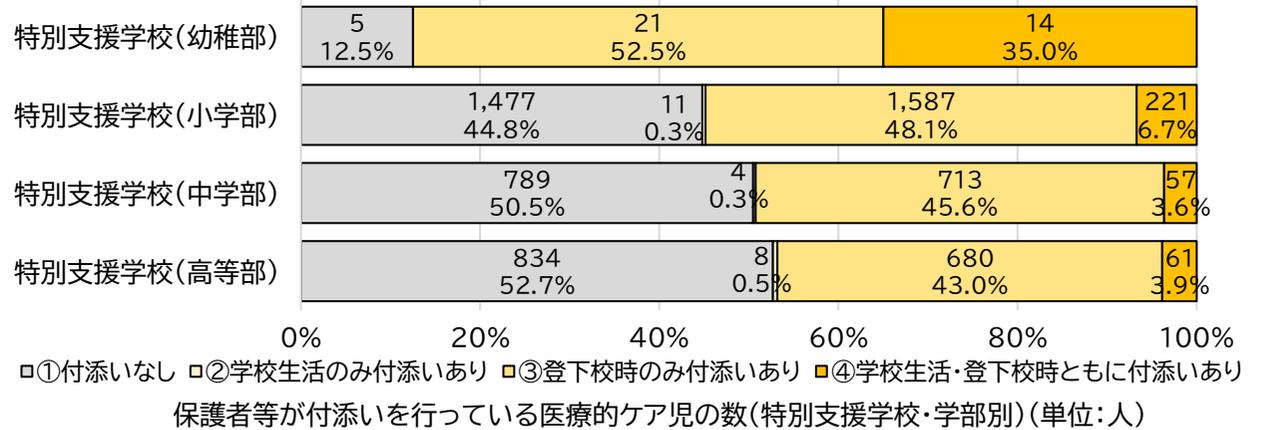
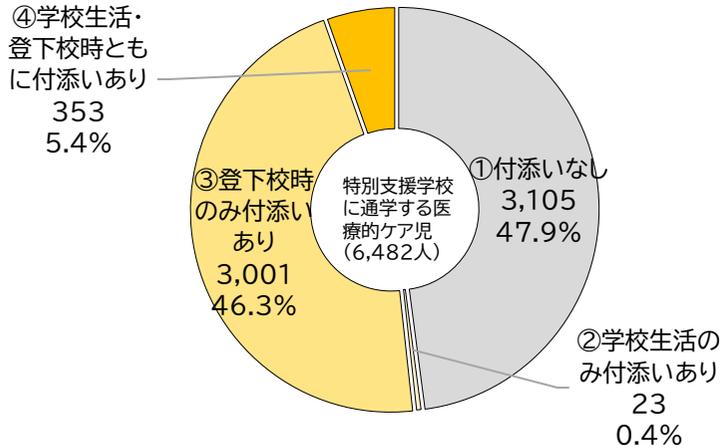
- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ31,018件であり、行為別にみると、喀痰吸引(口腔内)5,072件、喀痰吸引(鼻腔内)4,905件、経管栄養(胃ろう)4,818件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,207件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ2,641件であり、行為別にみると、導尿524件、血糖値測定・インスリン注射412件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)361件、経管栄養(胃ろう)287件の順に多い。



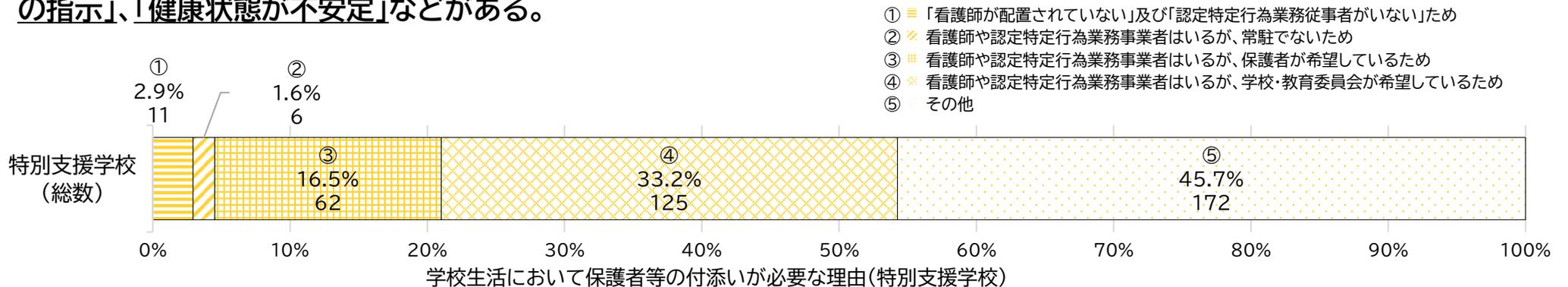
5-1. 特別支援学校における保護者等の付添いの状況

- 特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,482人)のうち、
保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **3,377人 (52.1%)**
保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **3,105人 (47.9%)**

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(特別支援学校)(単位:人)



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(376人)の付添いが必要な理由として、「看護師や認定特定行為業務従事者はいるが学校・教育委員会が希望しているため」**125件(33.2%)**が最も多く、その他の理由としては、「主治医からの指示」、「健康状態が不安定」などがある。



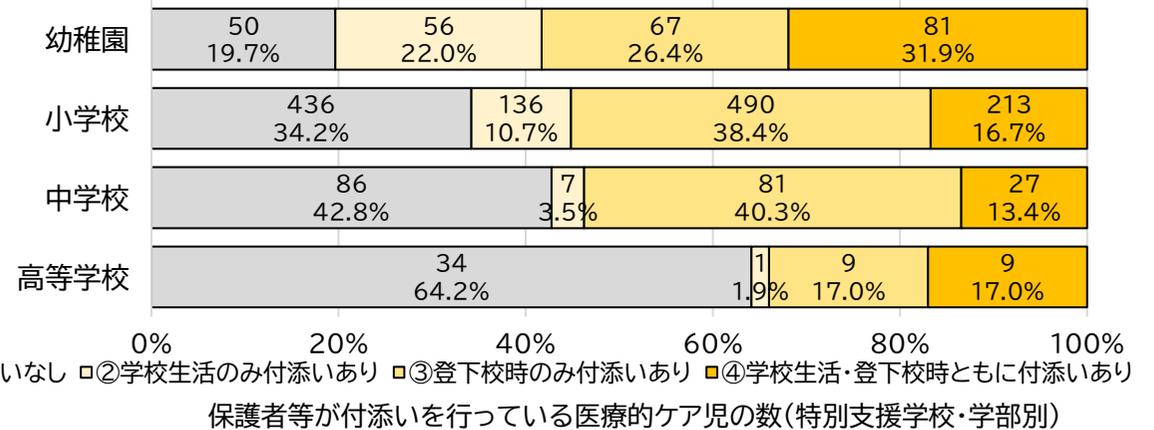
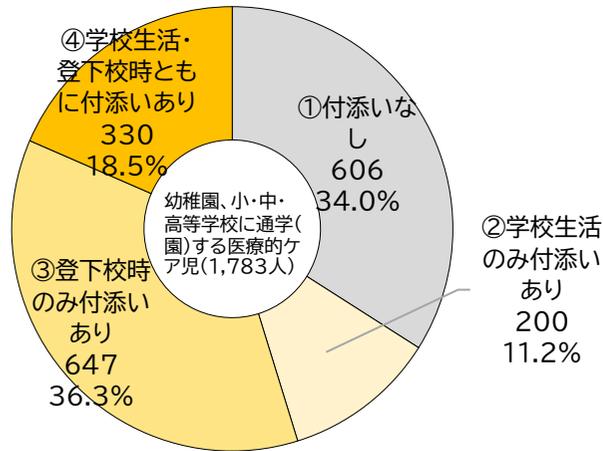
※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に看護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。

※ 本調査は、令和3年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

5-2. 幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

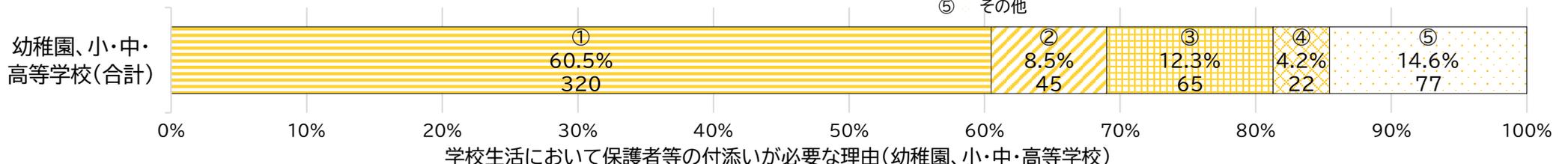
- 幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(1,783人)のうち、
 保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 **1,177人 (66.0%)**
 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 **606人 (34.0%)**

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数
(幼稚園、小・中・高等学校)(単位:人)



- 学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(530人)の付添いが必要な理由として、「看護師が配置されていない及び認定特定行為業務従事者がいないため」**320件(60.5%)**が最も多く、その他の理由としては、「看護師が対応できない時間等があるため」、「保護者が看護師の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。

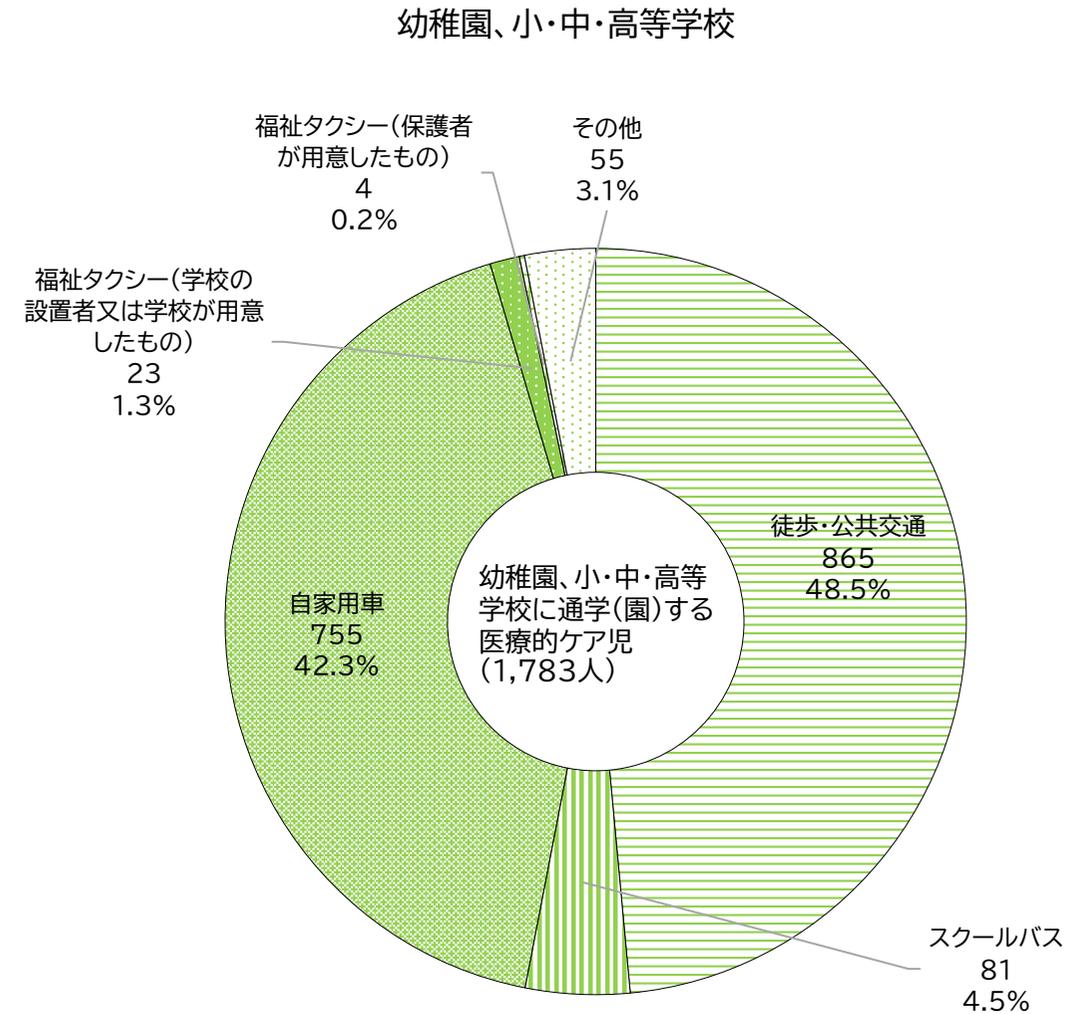
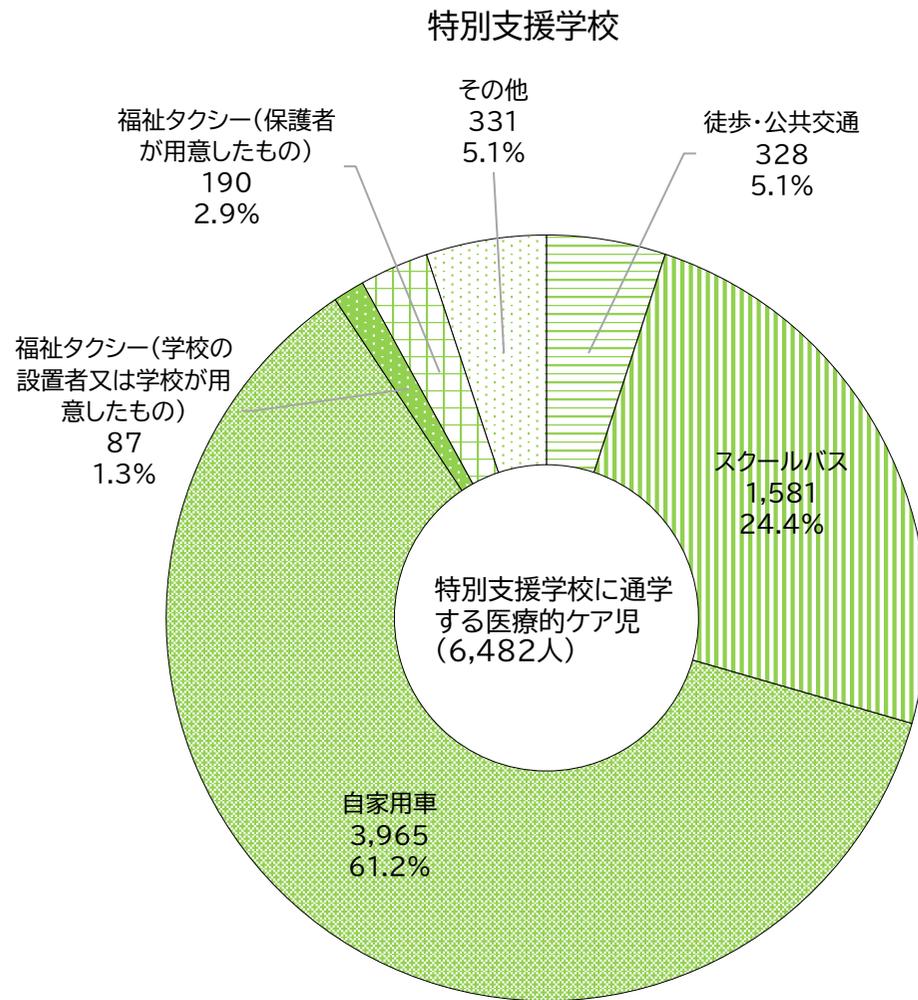
- ① 「看護師が配置されていない」及び「認定特定行為業務従事者がいない」ため
- ② 看護師や認定特定行為業務従事者はいるが、常駐でないため
- ③ 看護師や認定特定行為業務従事者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 看護師や認定特定行為業務従事者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため
- ⑤ その他



※ 本調査における「保護者等」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、幼児児童生徒を現に看護する者、または、祖父母等の関係者であって保護者の依頼を受けた者」を指す。
 ※ 本調査は、令和3年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の日数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

4. 医療的ケア児の通学方法等

- 特別支援学校への通学方法は**自家用車**(61.2%)、**スクールバス**(24.4%)の順で割合が高い。
- 幼稚園、小・中・高等学校への通学方法は**徒歩・公共交通機関**(48.5%)、**自家用車**(42.3%)の順で割合が高い。

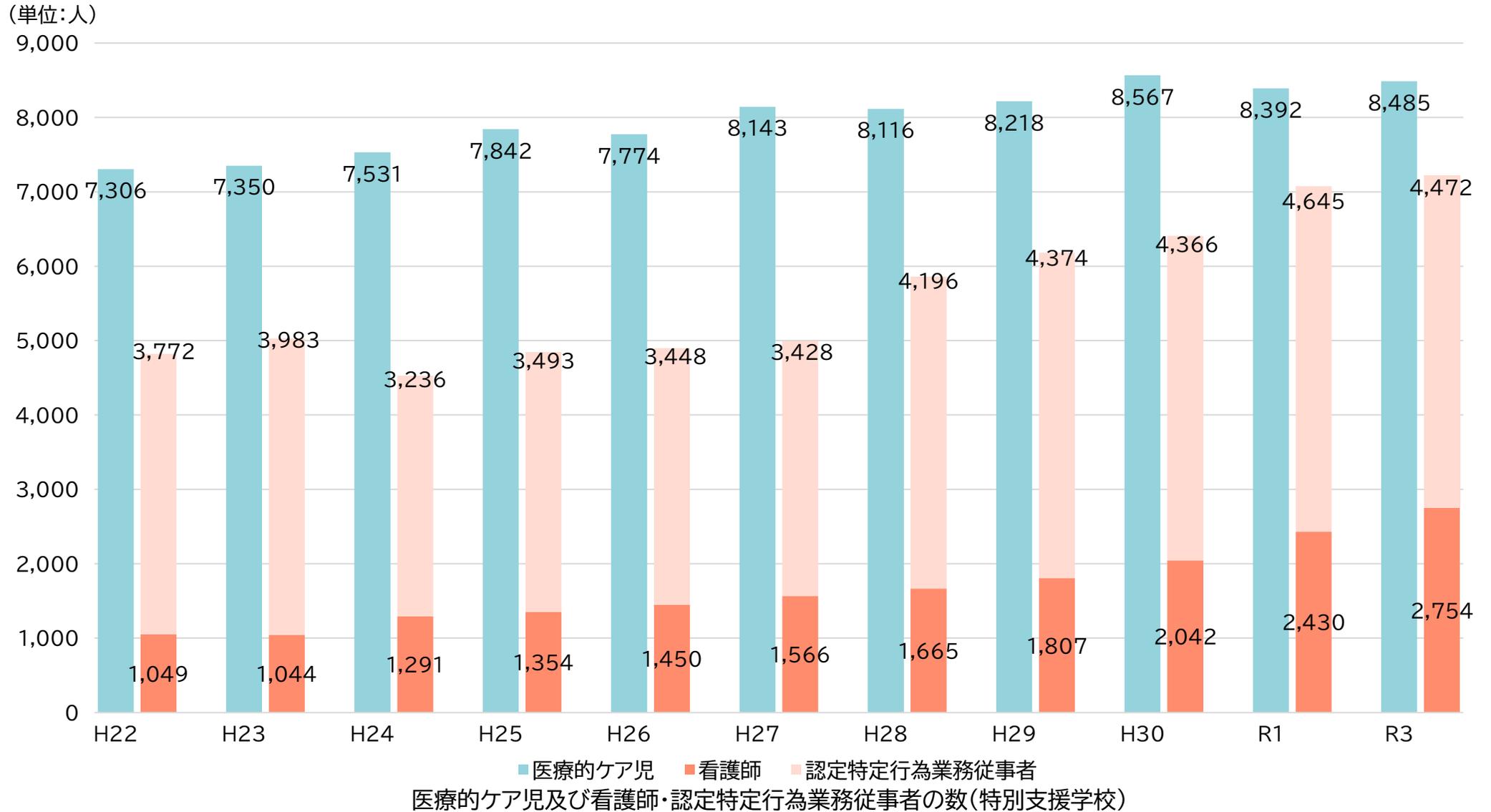


※本調査は、令和3年度始業から夏休みまでの間において最も頻度の高い交通手段を回答するものであり、普段、登校時と下校時とで通学(園)方法が異なる場合は、登校時の通学(園)方法を計上する。

(参考1-1) 【特別支援学校】令和3年度学校における医療的ケアに関する実態調査(国立・公立(都道府県別)・私立(株式会社立含む)別)

国立・公立(都道府県別)・私立(株式会社立含む)別	学校の数	幼児児童生徒の数							看護師の数				看護師以外の実施者の数			保護者等による付添いを行っている医療的ケア児の数			通学(園)方法								
		学部別				通学・訪問教育の別			合計		直接雇用		計	業 務 教 諭 (教 員)	(- 認 定 特 定 行 為 業 務 従 事 者)	(- 教 員 以 外) (認 定 特 定 行 為 業 務 従 事 者)	計	学 校 生 活 の み 付 添 い あ り	登 下 校 時 の み 付 添 い あ り	学 校 生 活 ・ 登 下 校 時 と も に 付 添 い あ り	計	徒 歩 ・ 公 共 交 通	ス ク ー ル バ ス	自 家 用 車	福祉タクシー		その他
		幼稚園	小学部	中学部	高等部	通学	訪問教育	合計	常勤	非常勤	(- 外 部 委 託 障 害 児 入 所 監 護 ス テ ー シ ョ ン)	(- 認 定 特 定 行 為 業 務 従 事 者)													(- 教 員 以 外) (認 定 特 定 行 為 業 務 従 事 者)	計	
国 立	2	0	8	2	1	11	0	11	0	1	0	1	0	2	2	4	0	1	0	1	0	1	10	0	0	0	
01 北海道	32	0	166	94	118	195	183	378	13	63	0	76	3	172	1	176	1	50	31	82	4	35	131	0	16	9	
02 青森県	9	1	43	12	12	53	15	68	19	0	0	19	0	27	0	27	0	27	1	28	12	1	37	0	0	3	
03 岩手県	11	0	38	16	11	43	22	65	0	34	0	34	0	0	0	0	0	34	1	35	1	0	36	0	2	4	
04 宮城県	17	0	71	31	35	130	7	137	7	128	0	135	0	4	0	4	1	29	3	33	0	26	99	5	0	0	
05 秋田県	12	0	32	17	17	40	26	66	0	17	0	17	0	0	0	0	0	27	2	29	0	6	25	0	1	8	
06 山形県	6	0	37	14	24	57	18	75	0	23	0	23	0	0	0	0	1	34	1	36	10	0	41	0	5	1	
07 福島県	14	1	50	24	27	94	8	102	7	21	0	28	0	13	0	13	1	47	3	51	0	14	69	0	2	9	
08 茨城県	15	0	126	58	52	129	107	236	0	41	0	41	0	0	0	0	2	57	15	74	0	20	109	0	0	0	
09 栃木県	14	1	63	27	16	70	37	107	4	32	0	36	0	0	0	0	0	64	0	64	2	3	62	0	0	3	
10 群馬県	18	1	92	47	47	152	35	187	4	18	25	47	0	89	0	89	0	136	3	139	8	11	133	0	0	0	
11 埼玉県	17	3	183	80	74	245	96	340	34	29	0	63	0	157	0	157	1	113	31	145	2	80	158	0	2	3	
12 千葉県	29	1	158	74	75	260	48	308	10	112	0	122	1	343	0	344	0	173	27	200	36	16	203	0	2	3	
13 東京都	41	4	481	178	172	635	200	835	34	368	99	501	0	493	215	708	7	149	64	220	58	374	178	0	15	10	
14 神奈川県	32	2	247	144	184	499	78	577	50	63	17	130	3	784	0	787	1	184	24	209	9	179	251	6	11	43	
15 新潟県	22	0	54	20	24	75	23	98	0	42	1	43	1	19	0	20	0	44	3	47	1	2	65	0	0	7	
16 富山県	8	1	39	19	16	60	15	75	0	29	0	29	0	0	0	0	0	43	3	46	0	1	51	0	0	8	
17 石川県	8	0	40	15	11	48	18	66	16	0	0	16	0	18	0	18	0	32	0	32	0	8	32	0	0	8	
18 福井県	9	2	26	17	12	38	19	57	0	13	0	13	0	21	1	22	0	20	1	21	1	9	27	0	1	0	
19 山梨県	6	0	30	17	13	46	14	60	0	21	0	21	0	3	0	3	0	31	1	32	9	5	32	0	0	0	
20 長野県	17	2	91	38	57	167	21	188	2	56	2	60	0	20	0	20	0	54	5	59	2	9	92	2	2	60	
21 岐阜県	16	0	72	26	37	105	30	135	9	63	0	72	1	0	0	1	0	73	0	73	11	6	88	0	0	0	
22 静岡県	20	2	142	64	50	192	66	258	7	53	0	60	2	186	0	188	0	143	25	168	1	3	185	0	0	3	
23 愛知県	20	5	200	99	96	298	102	400	14	101	0	115	0	38	0	38	1	229	11	241	17	18	253	0	4	6	
24 三重県	7	0	45	22	24	74	17	91	15	9	0	24	0	130	0	130	0	52	1	53	1	17	52	0	0	4	
25 滋賀県	10	0	80	55	40	172	3	175	0	58	0	58	0	0	0	0	0	57	0	57	5	67	81	0	1	18	
26 京都府	14	0	68	35	42	125	20	145	33	16	0	49	7	235	3	245	0	33	2	35	4	48	47	2	4	20	
27 大阪府	30	2	241	141	138	447	75	522	28	87	1	116	0	782	0	782	1	74	14	89	15	230	129	0	61	12	
28 兵庫県	32	2	174	109	111	326	70	396	27	138	24	189	3	253	26	282	2	92	35	129	3	120	120	67	13	3	
29 奈良県	4	2	53	36	29	72	48	120	14	3	0	17	0	108	0	108	1	22	0	23	0	15	56	0	0	1	
30 和歌山県	9	1	30	18	23	52	20	72	18	0	0	18	3	71	0	74	0	26	3	29	0	13	29	0	2	8	
31 鳥取県	4	1	32	24	30	74	13	87	4	21	1	26	0	0	0	0	0	26	0	26	7	12	47	0	0	8	
32 島根県	6	1	27	11	9	45	3	48	15	2	0	17	1	9	0	10	0	14	0	14	2	1	24	0	15	3	
33 岡山県	12	0	80	37	33	120	30	150	0	61	0	61	0	160	0	160	0	58	2	60	6	11	94	0	8	1	
34 広島県	14	0	133	64	49	169	77	246	0	49	0	49	0	0	0	0	0	56	6	62	7	83	74	2	3	0	
35 山口県	11	0	34	14	22	49	21	70	0	36	0	36	0	0	0	0	0	17	0	17	7	3	39	0	0	0	
36 徳島県	6	0	33	21	10	49	15	64	11	0	0	11	0	0	0	0	0	33	1	34	10	3	36	0	0	0	
37 香川県	6	0	21	8	9	31	7	38	1	13	0	14	0	0	0	0	0	24	0	24	1	4	26	0	0	0	
38 愛媛県	7	0	48	24	25	69	28	97	2	21	0	23	0	12	0	12	1	35	1	37	1	8	45	0	1	14	
39 高知県	9	0	24	6	14	37	7	44	0	32	0	32	0	0	0	0	0	9	0	9	15	1	16	0	1	4	
40 福岡県	25	3	257	92	64	276	140	416	18	69	14	101	1	12	0	13	0	178	12	190	3	62	197	0	0	14	
41 佐賀県	5	0	44	16	27	55	32	87	0	24	0	24	0	0	0	0	0	30	2	32	10	0	43	0	1	1	
42 長崎県	7	0	50	23	26	77	22	99	0	20	0	20	0	21	0	21	0	67	0	67	6	7	58	0	2	4	
43 熊本県	11	1	73	33	38	112	33	145	1	4	28	33	0	4	0	4	1	46	1	48	22	5	79	0	6	0	
44 大分県	16	0	36	20	21	64	13	77	1	22	0	23	0	11	0	11	0	42	3	45	0	3	54	0	1	6	
45 宮崎県	8	1	40	18	26	60	25	85	0	41	0	41	0	0	0	0	0	54	5	59	0	0	56	0	3	1	
46 鹿児島県	13	0	95	37	64	139	57	196	0	36	0	36	0	24	0	24	0	97	1	98	0	38	96	0	1	4	
47 沖縄県	12	0	88	47	50	145	40	185	5	29	0	34	5	3	0	8	1	65	8	74	19	3	99	3	4	17	
計	671	40	4,287	2,042	2,104	6,470	2,003	8,473	423	2,118	212	2,753	31	4,222	246	4,499	23	3,000	352	3,375	328	1,581	3,965	87	190	331	
私立(株式会社立含む)	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	
総 計	674	41	4,295	2,044	2,105	6,482	2,003	8,485	423	2,119	212	2,754	31	4,224	248	4,503	23	3,001	353	3,377	328	1,581	3,965	87	190	331	

(参考2-1)特別支援学校における医療的ケアに関する推移



※ 調査対象

～H30 : 公立の特別支援学校(H23は岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外)

R1～ : 国公立の特別支援学校認定特定行為業務従事者の数

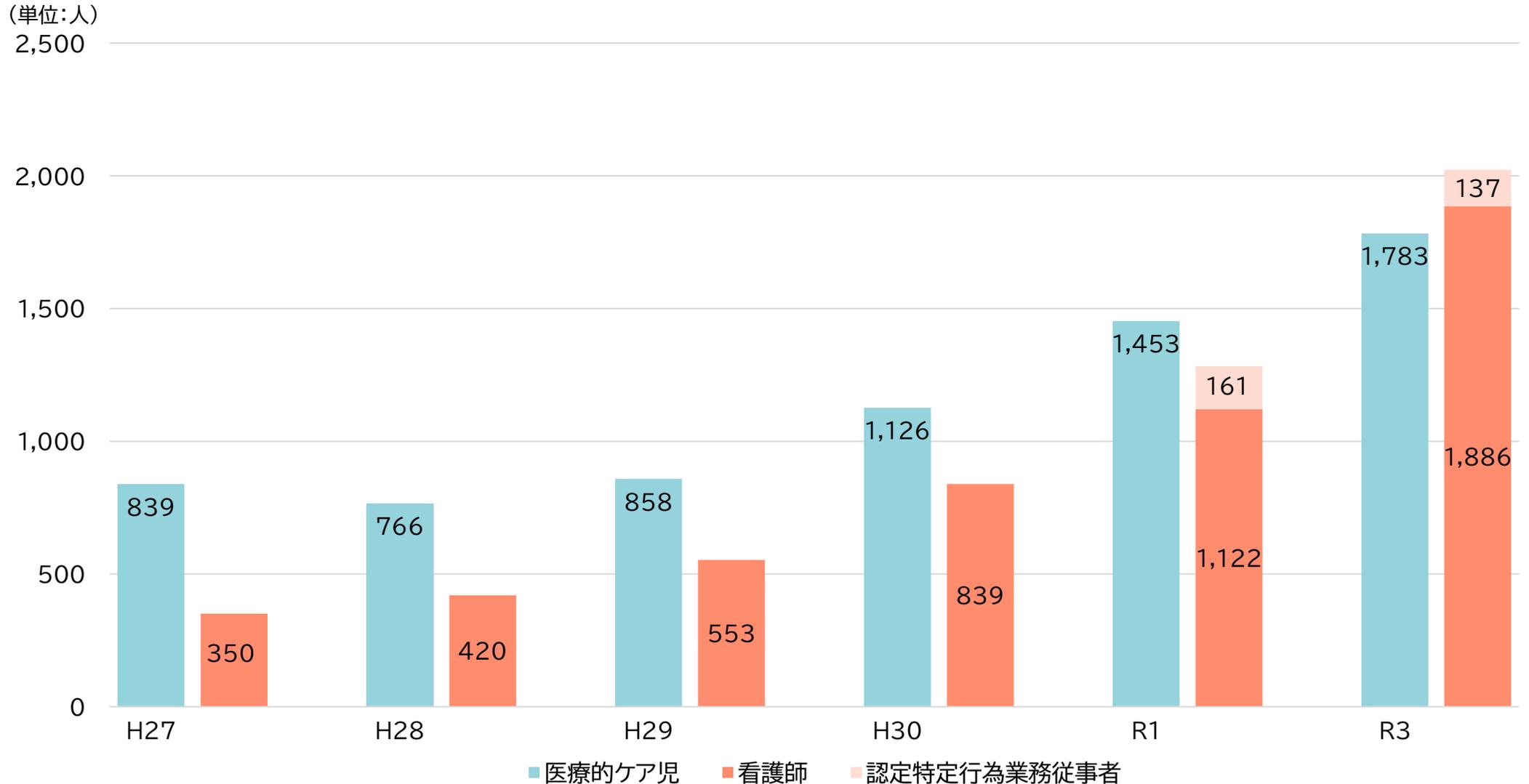
H22, 23 : 医療的ケアに関わっている教員数。

H24～ : 認定特定行為業務従事者として医療的ケアを行っている教員数。

(調査期日 H24:10月1日H25～H27:9月1日、H28、H29:年度中に認定特定行為業務従事者として実際に医療的ケアを実施する者(予定を含む)。)

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

(参考2-2)幼稚園、小・中・高等学校における医療的ケアに関する推移



医療的ケア児及び看護師・認定特定行為業務従事者の数(幼稚園、小・中・高等学校)

※ 調査対象

H27 : 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

H28、29 : 公立の小学校、中学校(義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む)

H30 : 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校(通信制を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

R1、R3 : 国公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)、小学校、中学校、高等学校(専攻科を除く。)、義務教育学校、中等教育学校

※ 認定特定行為業務従事者の数は、R1より調査

※ R2は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、学校の負担軽減の観点から調査を実施していない。

1. 調査概要

(1)調査目的

教育委員会において、域内の学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制の整備の一環として、域内の学校における医療的ケア実施体制に関するガイドライン等(以下「ガイドライン等」という。)の策定状況等を把握し、関連施策の推進を図る。

(2)調査項目

1. 教育委員会におけるガイドライン等の策定状況
2. ガイドライン等の策定年月(改訂している場合は、最終改訂年月)
3. ガイドライン等に記載の内容
4. ガイドライン等を策定していない理由及び今後の予定

(3)調査対象

教育委員会

(回答教育委員会数)

- ・都道府県:47
- ・市町村(特別区含む):1,738
- ・教育に関する一部事務組合及び広域連合:30

(4)調査時点

令和3年5月1日現在

※「ガイドライン等」とは、教育委員会が、学校における医療的ケアに関して域内の学校に共通する重要事項等について策定するものであり、同趣旨について策定されていれば、ガイドラインという名称にこだわらない。

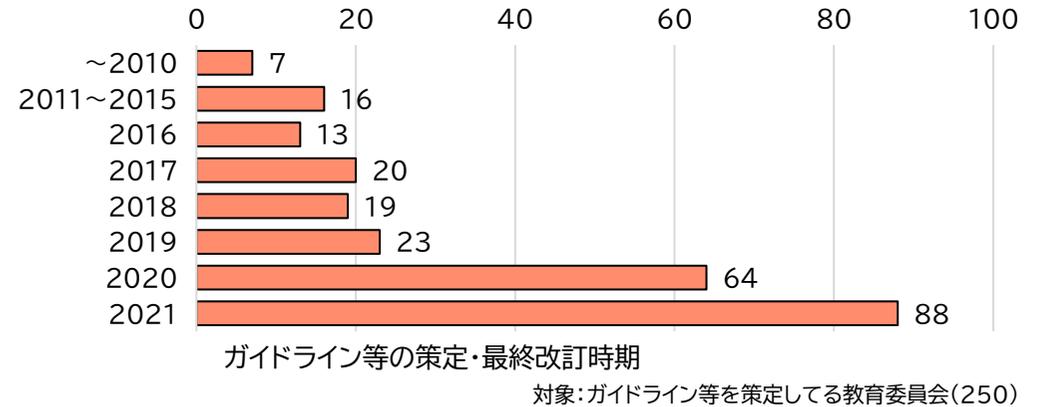
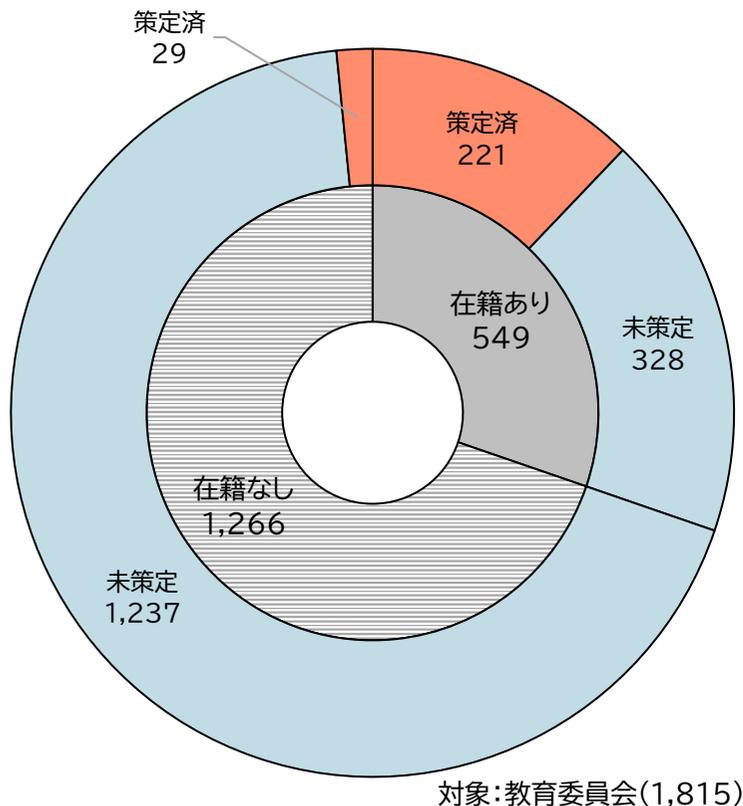
2. 教育委員会におけるガイドライン等の策定状況等

- ガイドライン等を**策定している**教育委員会 **250/1,815 (13.8%)**
 うち、所管する学校に医療的ケア児が在籍している教育委員会 **221/549 (40.3%)**
- ガイドライン等を**策定していない**教育委員会 **1,565/1,815 (86.2%)**

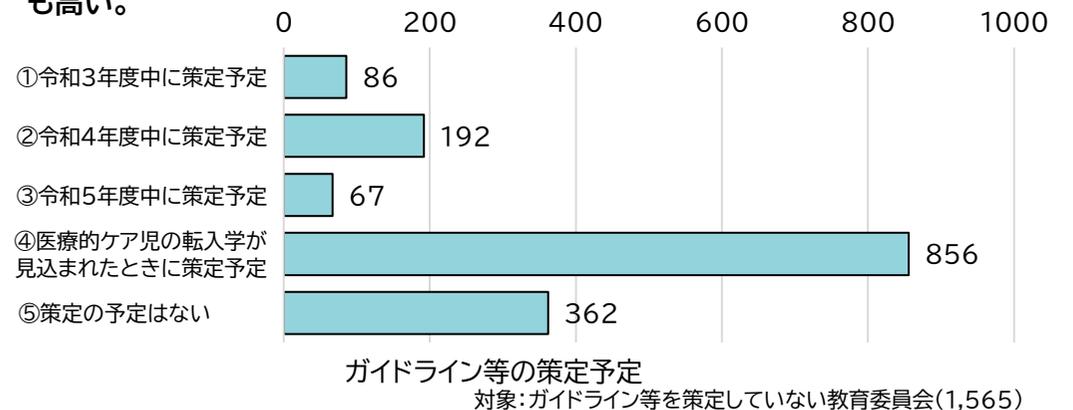
ガイドライン等を策定していない理由としては、各学校が個別にマニュアルを策定し対応している、県のマニュアルを参考にして対応している、医療的ケア児が在籍していない などがある。

- ガイドライン等の策定(最終改訂)時期は2021年、2020年の順が多い。

医療的ケア児の在籍状況とガイドライン等の策定状況

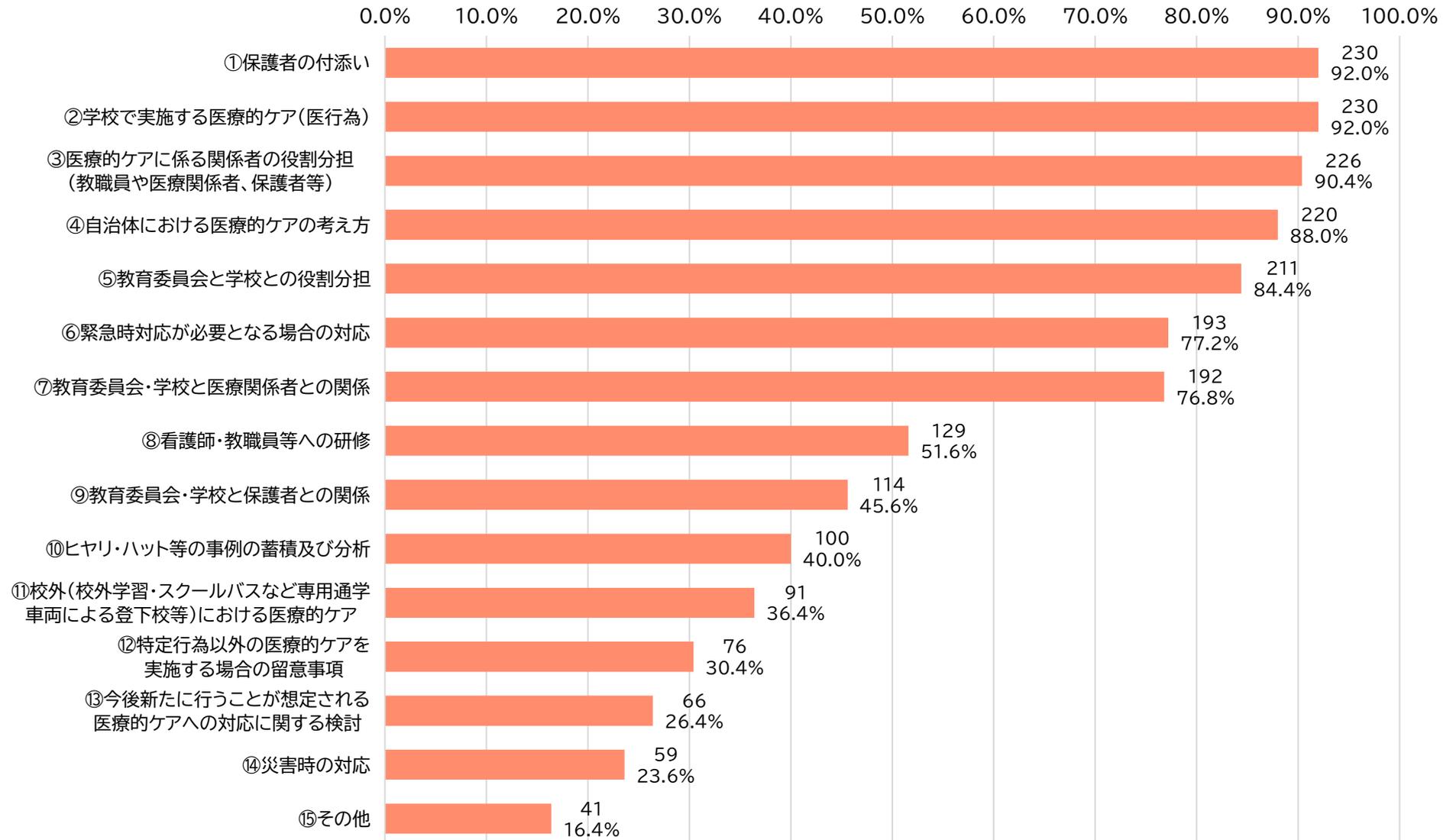


- ガイドライン等の策定の予定は、医療的ケア児の転入学が見込まれたときに策定が最も高い。



(参考)ガイドライン等に記載されている内容について

- ガイドライン等に記載している内容項目としては、「保護者の付添い」(92.0%)、「学校で実施する医療的ケア(医行為)」(92.0%)、「医療的ケアに係る関係者の役割分担」(90.4%)の順で割合が高い。



ガイドライン等に記載されている内容(項目別・複数回答可)

■ 記載している教育委員会

【参考】学校における医療的ケアの実施体制に関する文部科学省の取組について

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(R3.6.18公布、R3.9.18施行)の趣旨を踏まえ、学校における医療的ケアの実施体制の更なる充実を目指す。

学校において医療的ケア児を安心・安全に受け入れるための取組

① 教育委員会における総括的な管理体制の整備

(取組の例)

- 域内の学校における医療的ケアの対応の在り方などを示した医療的ケアに係るガイドラインを策定
- 教育関係者に加えて医療、保健、福祉等の関係部局や関係機関、保護者の代表者、医療的ケアに知見のある医師や看護師等などの関係者から構成される会議体を設置

② 学校における組織的な体制の整備に向けた支援

(取組の例)

- 教育委員会が策定した医療的ケアに係るガイドライン等を踏まえて、教職員と医療的ケア看護職員等との役割分担や連携の在り方、具体的な医療的ケア実施方法、緊急時対応等を記載した医療的ケアに係る実施要領を策定
- 組織的に医療的ケアを実施することが可能となるよう学校内に医療的ケア安全委員会を設置

安心・安全な医療的ケアの実施

(取組の例)

- 医療的ケア看護職員への研修
- 全ての教職員等に対する研修及び保護者等への啓発



文部科学省の取組

- 学校における医療的ケアの今後の対応について (H31.3.20 初等中等教育局長通知) 全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理  文部科学省HP
- 小学校等における医療的ケア実施支援資料 ~医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために~ 医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料  文部科学省HP
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(R3.6.18公布、R3.9.18施行)
- 医療的ケア看護職員の配置に係る支援(切れ目ない支援体制整備充実事業 R4予算額2,611百万円)

- 学校における医療的ケア実施体制構築事業 H29~R2:酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について   文部科学省HP
- 学校における医療的ケア実施体制充実事業 R3~:地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について
- 学校における医療的ケアの実施体制に関する取組事例集 学校における医療的ケアの体制整備に関する取組の参考となるよう、様々な工夫のもと学校における医療的ケアに関する体制の整備に取り組んでいる事例を紹介。  文部科学省HP

- 学校における医療的ケア実施対応マニュアル(看護師用) 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料  文部科学省HP
 - 学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料  文部科学省HP
- (令和4年度の取組)
- 学校における医療的ケアに関する研修参考マニュアルの作成
 - 教職員支援機構と連携した教職員向け研修用動画の作成